

中部臨空都市で製造業をご検討の皆様へ

工場立地法の緑地等の割合を緩和しています

常滑市では企業支援の一環として、事業者が購入した敷地を最大限活用できるように、工場立地法における特定工場※の緑地面積及び環境施設面積の割合を規制緩和しています。

中部臨空都市における規制緩和

区分	工業立地法の規制	中部臨空都市
環境施設面積率 (環境施設面積／敷地面積)	25%以上	15%以上
緑地面積率 (緑地面積／敷地面積)	20%以上	10%以上

規制緩和

環境施設・・・緑地及びそれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理されるもの。例：緑地、噴水、広場、雨水浸透施設、太陽光発電施設
重複緑地の参入も緑地面積の50%まで活用できます

<緩和のメリット>

○同じ敷地面積で比較した場合、生産施設等に使用できる面積は**13%増**です。
計画した施設規模に対して、必要な敷地面積が削減できます。

※特定工場とは？

特定工場とは、次の業種及び規模を満たす工場です。

- 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
- 規模：敷地面積 **9,000 m²**以上 又は 建築面積 **3,000 m²**以上

特定工場では原則として敷地の25%を緑地などの環境施設とする必要があります。

【問い合わせ先】愛知県常滑市企業立地推進室 電話0569-47-6119